

告 示

埼玉県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、備前堀土地改良区から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事 業

農業用排水事業

二 地 区

八ヶ村落地区

三 工 事 完 了 年 月 日

平成二十七年三月二十五日